

受入可能品目（法人・事業主）

産 業 廃 棄 物	
種類	備考
燃え殻	<ul style="list-style-type: none"> • 埋立基準値以下の分析結果が必要となります。 • 江別で荷下ろしの場合、※積替保管が必要となります。 • 火事により発生したものは、一般廃棄物の可能性があるためご相談ください。
汚泥	<ul style="list-style-type: none"> • 清掃汚泥、杭残土、脱水汚泥、有機物混入汚泥等 • 含水率（85%を超えるか以下か）により処分方法及び単価が異なります。
廃プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> • ビニール、塩ビ管、シート、カーペット、金属サイディング、磁気テープ、ソファ、タイヤ、ベッドマット、スタイロフォーム、ウレタン、FRP、合成ゴム、合成繊維、発泡スチロール、塗料かす（乾燥したもの）、建設混合廃棄物など • 混合状態や種類により費用が変わりますので、料金表をご確認ください。 • 石綿含有産業廃棄物（レベル3）については、市販のポリ袋やフレコン等に入れ、運搬時や荷下ろし時に飛散しないような措置を講じた状態でご搬入ください。 ※廃石綿等に用いる黄色袋は使用しないでください。 また、江別で荷下ろしの場合、※積替保管が必要となります。
紙くず	<ul style="list-style-type: none"> • ※業種指定（建設業、パルプ、紙、紙加工品製造業、印刷業、製本業など） • 段ボール、アスファルトルーフィング、壁紙、建築紙などの工作物の新築、改築または除去に伴って発生する紙くず • 事務所から発生する書類等の紙類は一般廃棄物に該当します。 • 石綿含有産業廃棄物（レベル3）については、市販のポリ袋やフレコン等に入れ、運搬時や荷下ろし時に飛散しないような措置を講じた状態でご搬入ください。 ※廃石綿等に用いる黄色袋は使用しないでください。 また、江別で荷下ろしの場合、※積替保管が必要となります。
木くず	<ul style="list-style-type: none"> • ※業種指定（建設業、木材、または木製品製造業、パルプ製造業など） • 解体材、おがくず、木杭、枕木、CCA加工物、電線ドラム、竹、生木、抜根などの工作物の新築、改築または除去に伴って発生する木くず（上記以外から発生する木製品等は一般廃棄物に該当する場合があります。） • 木パレット（業種問わず産業廃棄物として受入が可能です。） • 混合状態や種類により費用が変わりますので、料金表をご確認ください。
金属くず	<ul style="list-style-type: none"> • 鉄くず、スクラップ、銅線、アルミくず、金庫、乾電池、スプレー缶（使用済かつ穴を開けた状態） • 金属製で配線を含む機器類、医療機器類等 • 安定器 → 要PCB不含証明書 • 変圧器（トランス）、コンデンサー → 要PCB分析表原本 • 石綿含有産業廃棄物（レベル3）については、市販のポリ袋やフレコン等に入れ、運搬時や荷下ろし時に飛散しないような措置を講じた状態でご搬入ください。 ※廃石綿等に用いる黄色袋は使用しないでください。 また、江別で荷下ろしの場合、※積替保管が必要となります。

<p>ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・タイル、スレート、コンクリート2次製品、ALC、セメント、窯業系サイディング、ガラスくず、陶磁器くず、グラスウール、ロックウール、木毛板など ・石膏ボード → 新規の受入は現在停止しております。 ・太陽光パネル → 重金属等の溶出試験結果（埋立基準値以内）が必要です。安全データシート（SDS）等をご提供ください。 ・混合状態や種類により費用が変わりますので、料金表をご確認ください。 ・水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光管等） ・水銀使用製品産業廃棄物に該当し、廃蛍光管以外のものは※積替保管での対応となります。 ・石綿含有産業廃棄物（レベル3）については、市販のポリ袋やフレコン等に入れ、運搬時や荷下ろし時に飛散しないような措置を講じた状態でご搬入ください。 ※廃石綿等に用いる黄色袋は使用しないでください。 また、江別で荷下ろしの場合、※積替保管が必要となります。 ・RCF（リフラクトリーセラミックファイバー）は石綿含有産業廃棄物に準じた取扱いとなります。 ・再生不可のものは埋立物として※積替保管での対応となる場合があります。
<p>がれき類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新築、改築または除去に伴って発生するコンクリートの破片 その他これに類する不要物 ・コンクリートがら、アスファルトがら、ブロック、レンガ、自然石、モルタル、インターロッキングなど ・コンクリートがらについて無筋、有筋で単価は変わりません。 ・混合状態や種類により費用が変わりますので、料金表をご確認ください。 ・石綿含有産業廃棄物（レベル3）については、市販のポリ袋やフレコン等に入れ、運搬時や荷下ろし時に飛散しないような措置を講じた状態でご搬入ください。 ※廃石綿等に用いる黄色袋は使用しないでください。 また、江別で荷下ろしの場合、※積替保管が必要となります。 ・再生不可のものは埋立物として※積替保管での対応となる場合があります。
<p>繊維くず</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・※業種指定（建設業、繊維工業に係る天然繊維くず） ・畳（本畳） ・スタイロ畳は廃プラスチック類に該当します。 ・衣類、ふとんは一般廃棄物に該当します。
<p>動植物性残さ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・※業種指定（食料品製造業、医療品製造業または香料製造業において使用した動物または植物に係る固形状の不要物）
<p>ゴムくず</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・天然ゴムくず ・石油製品のゴムは廃プラスチック類に該当します。
<p>鉱さい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高炉、電気炉等の残さ、石炭、サンダー等の替刃 ・サンドブラスト ・埋立基準値以下の分析結果が必要となります。 ・江別で荷下ろしの場合、※積替保管が必要となります。

ばいじん	<ul style="list-style-type: none"> ・※業種指定（産業廃棄物焼却施設の集塵施設など） ・埋立基準値以下の分析結果が必要となります。 ・江別で荷下ろしの場合、※積替保管が必要となります。
13号廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物を処分するために処理したもの（セメント固化、キレート処理など） ・埋立基準値以下の分析結果が必要となります。
廃油	<ul style="list-style-type: none"> ・引火点が70℃を超えるもの（70℃以下は特別管理産業廃棄物に該当） ・アスファルト防水（江別で荷下ろしの場合、※積替保管が必要となります。）
廃酸	<ul style="list-style-type: none"> ・定着液、ホルマリンなど
廃アルカリ	<ul style="list-style-type: none"> ・現像液、クーラントなど ・臭化リチウム（モリブデン酸）は当社で受入しておりません。

※積替保管

リサイクルに不向きな埋立物など江別本社で処分ができないものは、一時的に当社保管施設で保管を行い、処分可能な中間処理場または埋立処分場まで運搬を行います。そのため、積替保管契約（収集運搬及び処分）が必要となります。

※業種指定

事業活動に伴い発生する廃棄物のすべてが産業廃棄物となるわけではなく「あらゆる事業活動に伴うもの」と「排出する業種が特定されるもの」に分けられ、後者については対象業種以外から排出されたものは一般廃棄物に該当しますので、ご注意ください。

受入可能品目（法人・事業主）

特別管理産業廃棄物	
種類	備考
廃石綿等	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル1、2 吹付石綿（アスベスト）、アスベスト保温材 ・赤平埋立処分場への直接搬入が必要となります。 ・必ずアスベスト廃棄物用の黄色袋を用いて二重梱包の状態での搬入をお願いします。また、搬入の際は事前連絡が必要です。
汚泥	<ul style="list-style-type: none"> ・要相談
廃油	<ul style="list-style-type: none"> ・引火点が70℃以下のもの ・燃えやすい廃油、灯油、軽油、シンナー系溶剤など ・ガソリンは当社で受入しておりません。 ・搬入の際は事前連絡が必要です。
廃酸	<ul style="list-style-type: none"> ・pH2.0以下のもの ・バッテリー、UPS（無停電装置）など
廃アルカリ	<ul style="list-style-type: none"> ・pH12.5以上のもの ・臭化リチウム（クロム酸）は当社で受入しておりません。
感染性廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・要相談

※注意事項※

- ・PCB廃棄物は、当社で受入できません。
- ・安全データシート（SDS）等をご提供ください。

一般廃棄物	
種類	備考
木くず、樹木類	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物に該当しない木くず (工作物の新築、改築または除去を伴わずに発生する剪定木など)
がれき類	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物に該当しないがれき類 (工作物の新築、改築または除去を伴わずに発生するがれき類など)
すき取り物	<ul style="list-style-type: none"> 工事などの事業活動から発生したものであっても一般廃棄物扱いとなります。 すき取った土砂に草や草の根が混ざっているもの 搬入量が多くなる場合は事前に相談願います。
草、刈草	<ul style="list-style-type: none"> 工事などの事業活動から発生したものであっても一般廃棄物扱いとなります。
繊維くず(畳)	<ul style="list-style-type: none"> 事業所等で不要となった畳等 スタイロ畳は産業廃棄物の廃プラスチック類扱いとして受入可能です。
動物の死体	<ul style="list-style-type: none"> 畜産農業以外で発生した動物の死体 有害鳥獣駆除及び路上で発見された動物の死骸など 赤平事業所では受入しておりません。

※注意事項※

一般廃棄物については、発生した市町村内で処理をすることが原則となっております。そのため、当社では江別市内及び赤平市内から発生したものに限り受入可能です。市外より発生したものについては、発生場所の市役所、町村役場にご相談下さい。

土砂・残土の受入		
土の状態	備考	単価
混合状態の無い土のみの状態	土砂扱いで受入可能です。廃棄物に該当しないため、契約及びマニフェスト等は不要です。 また、冬期間に多量の搬入がある場合は別途除雪費用をいただく場合がございます。	500円/t
碎石混じりの土	産業廃棄物扱いとなり、がれき類として受入可能です。契約及びマニフェストが必要です。	30円/kg
草混じりの土	一般廃棄物扱いとなり、すき取り物として受入可能です。 (江別市内発生のものに限ります。)	20円/kg

※土砂・残土について、赤平事業所へ搬入の場合は別途ご相談ください。